

(新)生物多様性地球温暖化影響及び適応策等検討事業費 10百万円(0百万円)

自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

わが国における地球温暖化による生物多様性への影響の把握や将来予測、効果的な適応策や緩和策などについて、研究者等による評価・検討を行う。

主な評価・検討項目は下記のとおり。

(1) 影響予測

地球温暖化による生物多様性への影響の詳細な把握、段階的な気温上昇に応じた影響の予測

温暖化による影響の程度と地域分布を示す地図の作成

(2) 緩和策

森林、湿原、草原等の代表的な生態系における炭素蓄積量の定量的評価、潜在的な緩和効果の評価

草本質系バイオマスの化石燃料代替効果の評価

(3) 適応策

気候変動に対する適応力が高い生態系ネットワークのあり方や生態系の健全性を維持するための効果的な方策などの検討

高山帯などの特に脆弱な地域における生物の避難場所の特定や効果的な保全方策の検討、生息域内保全が難しい場合の移植や域外保全のあり方などの検討

2. 年次計画

平成21年度 影響の把握・予測

平成22年度 リスクマップ作成、緩和策・適応策検討、中間報告

平成23年度 緩和策・適応策検討、全体とりまとめ

3. 成果目標

地球温暖化によるわが国の生物多様性への影響を明らかにすることで、人間生活や社会経済等への影響を予測する。

生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応方策について検討を行うことで、環境変化への適応力が高い生態系の保全・再生につながるとともに、生物多様性の保全と地球温暖化の防止の両面への効果が期待できる。

COP10において、わが国における気候変動と生物多様性に関する取組を世界に向けて発信するとともに、生物多様性の観点からの温暖化の緩和や適応方策についての知見を積極的に情報提供する。

4. 備考

(事業費内訳)

研究者等による地球温暖化による生物多様性への影響把握・予測 10百万円

生物多様性地球温暖化影響及び適応策等検討事業

第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)
逃れられない深刻な問題として、「地球温暖化による危機」を新たに位置付け

生物多様性基本法(平成20年6月施行)
第20条 地球温暖化の防止等に資する施策の推進

背景

生物多様性条約 COP9(平成20年5月ドイツ・ボン)
気候変動による生物多様性への影響に注目が集まった。2010年のCOP10(名古屋市)では、主要議題の一つとなることが予想される

生物多様性の観点からの調査研究の不足
特に、緩和策や適応策に関する検討が不十分

地球温暖化による生物多様性への影響の把握や将来予測
生物多様性の観点からの効果的な適応策や緩和策の検討

影響予測

段階的な気温上昇による
影響予測

温暖化リスクマップの作成
(脆弱な地域の特定)

緩和策

代表的な生態系ごとの
炭素蓄積量の定量的評価

草木質系バイオマスの
化石燃料代替効果の評価

適応策

気候変動に適応力が高い
生態系ネットワークの検討

脆弱地域での保全方策の検討
移植や域外保全のあり方の検討